

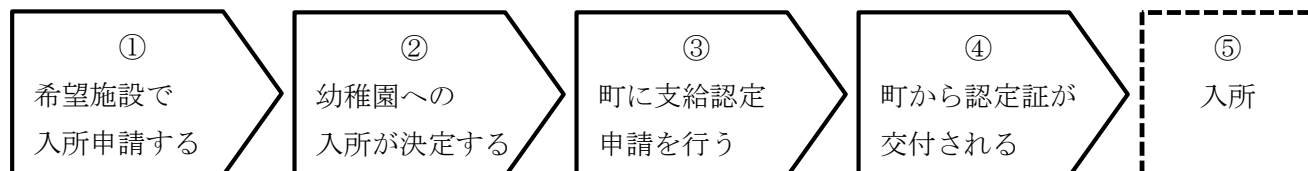
次年度幼稚園利用に関するご案内（新規・継続）

問 田布施町 町民福祉課 児童係 TEL 0820-52-5810

幼稚園への入所手続については各施設にお問い合わせください。

入所決定後、町への支給認定申請が必要となります。すでに幼稚園を利用されている方も、現況確認のため毎年手続が必要です。以下の内容を確認の上、申請してください。

（１）申請の流れ



（２）申請書記載時の注意事項

- ・令和８年１月１日に田布施町に住民登録がなかった方は、令和８年１月１日時点の居住自治体名を申請書内記載欄にご記入ください。

【例】 県内の場合：柳井市（市町村名のみ） 県外の場合：広島県大竹市（都道府県名及び市区町村名）

- ・申請書内の「職権確認同意欄（個人番号）」は、町が算定対象者の所得等を確認する際、マイナンバーを使用することにご同意いただくためのものです。保護者名の記入をお忘れないようにお願いします。

（３）申請について

◇申請期間 令和８年１１月２日（月）～ 令和９年２月２６日（金）

◇申請先 町民福祉課 児童係（役場１階③窓口）

◇必要書類 支給認定申請書 １枚

※町内施設の継続利用者の方は、各施設が案内する申請期間などに沿って手続してください。

（４）預かり保育の利用に関する払い戻しについて

幼稚園の預かり保育、一時預かり保育、病児・病後児保育、ファミリー・サポート・センター、認可外保育施設等の利用で、保育の必要性の要件を満たしている場合、利用料が払い戻されます（上限あり）。

なお、この無償化制度をすでに利用している場合も、現況確認のため毎年手続が必要です。書類配布や詳細については、町民福祉課児童係（③窓口）でご確認ください。

◇払い戻し上限額（月額）

幼稚園等預かり保育		認可外保育施設等	
３～５歳児	12,300 円	３～５歳児	40,300 円
満３歳児（※）	17,700 円	０～２歳児（※）	45,700 円

※住民税非課税世帯のみが払い戻しの対象です。

このたび申請した内容に変更がある場合は、事由発生後すぐに、必ず町へご報告ください。

（例）婚姻、離婚、転居、同居、税の更正、障害者手帳等の取得など